

鋼船規則

P 編

海洋構造物等

規則

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 規則 第 18 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023 年 6 月 26 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2023 年 6 月 30 日 規則 第 18 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

4 章 復原性

4.1 一般

4.1.1 適用

-2.を次のように改める。

-2. 前-1.にかかわらず，長期間着底又は位置保持される船舶以外の船型及びバージ型船舶は，非損傷時復原性及び損傷時復原性に関し，**U 編及び C 編 ~~4章1編~~ 2.3**によらなければならない。なお，本会が必要と認める場合，追加の要求を行うことがある。

5 章 水密隔壁及び閉鎖装置

5.1 水密隔壁

5.1.1 一般

-1., -4.及び-5.を次のように改める。

- 1. 船型及びバージ型船舶の水密隔壁は、それぞれ **C 編 ~~13章~~1 編 2.2.2, 6.3 及び 10.5** 又は **CS 編 13 章** ~~及び並びに~~ **Q 編 10 章**の該当規定によらなければならない。ただし、長期間あるいは半永久的に特定の海域に設置され、かつ、海域を制限された船舶及び本会が適当と認めた船舶の水密隔壁の配置については、この限りでない。
- 2. 甲板昇降型船舶の水密隔壁の配置については、本会の適当と認めるところによる。
- 3. 半潜水型船舶に設けられる水密な床及び隔壁の配置及び部材寸法は、損傷時復原性に適合するのに必要な点まで有効なものでなければならない。
- 4. 水密隔壁に開口等を設けるときは、**C 編 ~~13.31~~1 編 2.2.2** 及び **D 編 13.2.5** の規定によらなければならない。
- 5. 運航中に満載状態を保つことができない清水タンク、燃料タンク又はその他のタンクは **C 編 ~~14章~~1 編 6 章**の規定（最大荷重状態での評価）を準用し定まるもの又は **CS 編 14 章**によらなければならない。

5.2 閉鎖装置

5.2.1 一般

-3.を次のように改める。

- 3. 非自航の甲板昇降型船舶にあっては、前-1.の適用上 **C 編 ~~20.2.131~~1 編 14.7.1, ~~23.6.8~~14.12.4.3** 及び **CS 編 21.6.8** の規定を適用しなくても差し支えない。

6 章 船体構造

6.2 構造用材料

6.2.2 鋼材の使用区分

-1.を次のように改める。

-1. 船舶に使用する圧延鋼材の使用区分は、**6.2.1**の規定により分類される構造部材，使用される板厚及び**1.2.11**で定義される設計温度に応じて，**図 P6.1** から**図 P6.4**に掲げるところによる。ただし，船型及びバージ型船舶であって，設計温度が， -10°C 以上の場合は，**C 編表 ~~C1.1~~ 編表 3.2.2-1.**及び**表 ~~C1.2~~ 表 3.2.2-2.**によっても差し支えない。

6.4 溶接構造

6.4.1 一般

-2.及び-3.を次のように改める。

-1. コラム及びブレーシングの部材端部における交差部の継手形状は，原則として完全溶け込み溶接としなければならない。

-2. コラム及びブレーシングの各々の内部構造部材の T 継手の隅肉溶接の寸法は，**C 編表 ~~C1.5~~ 編表 12.2.1-2.**に規定する FI としなければならない。

-3. 前-1.及び-2.以外の溶接継手については，**C 編 ~~1.2~~ 編 12.1** 及び **12.2** の規定による。

7 章 船体強度

7.4 甲板昇降型船舶

7.4.4 を次のように改める。

7.4.4 上部構造

甲板室は，**C 編 1 編 11.3** の規定を適用しなければならない。なお，**C 編 1 編 4.9.2.2** の適用にあたり，船側外板近くにある甲板室は ~~**C 編 18 章** の規定を適用しなければならない。~~ 船楼端隔壁として，その他の甲板室は ~~**C 編 19 章** の規定によらなければならない~~ 甲板室の周壁として取り扱わなければならない。

7.4.5 底部マット

-3.を次のように改める。

-3. 底部マット内に設けられる水密隔壁及びそれらに設けられる防撓材の寸法は **C 編 1 編 6 章**の規定（浸水状態での評価）を準用し定まるもの又は **CS 編 13 章**の規定により定まるもの未満としてはならない。この場合、~~4 の頂点~~考慮する水頭は、前-2.の ~~h_c の頂点~~ (m) とする。

7.5 半潜水型船舶

7.5.3 コラム，ロワーハル及びフーティング

-3.を次のように改める。

-3. コラム，ロワーハル又はフーティング内に設けられる深水タンク隔壁及びその防撓材の寸法は、**C 編 14 章 1 編 6 章**の規定（最大荷重状態での評価）を準用し定まるもの又は **CS 編 14 章**により定まるもの未満としてはならない。

7.6 船型及びバージ型船舶

7.6.2 貯蔵船

-3.(2)を次のように改める。

-3. 船舶の船体配置は、次の**(1)**から**(3)**の規定による。

- (1) 船舶に居住区域を設ける場合、居住区域は、原則として貯蔵タンク区域内及びその直上に設けてはならない。
- (2) 居住区域、機関区域、作業区域等は、貯蔵タンク及び貯蔵油ポンプ室から隔離しなければならない。この隔離の方法は、船舶の構造、配置、当該区域の用途等を考慮して、**C 編 29 章 2-7 編**又は **Q 編 22 章**及び **13 章**の規定を適用しなければならない。
- (3) 引火点が 60℃を超える油のみを貯蔵する船舶については、前**(1)**及び**(2)**の規定を適当に参酌して差し支えない。

9 章 船体艤装

9.2 一時係留設備

9.2.1 一般

-2.を次のように改める。

-2. 一時係留設備のために必要なアンカー、アンカーチェーン及び索類を、**9.2.2** に規定する艤装数に応じ、**C 編 ~~27.1~~ 編 14.3** 及び **14.4** 又は **CS 編 23 章** の規定により設けなければならない。ただし、主推進機関を有しない船舶であって、本会が適当と認めれば、**Q 編 19 章** の規定によって差し支えない。

9.2.2 艤装数

-1.を次のように改める。

-1. 船型及びバージ型船舶の艤装数は、それぞれ **C 編 ~~27.1.2~~ 編 14.5.1** 又は **CS 編 23.1.2** 及び **Q 編 19.1.3** の規定による。

9.3 ガードレール、ブルワーク等

9.3.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. すべての暴露甲板には、原則、転落防止のためガードレール又はブルワークを設けなければならない。これらの高さ等については、**C 編 ~~23.1~~ 編 14.8** の規定によらなければならない。

附 則

1. この規則は、2023 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
 - (2) 施行前の規則に適合する船舶の同型船であつて、2025 年 1 月 1 日前に建造契約が行われた船舶

鋼船規則検査要領

P 編

海洋構造物等

要
領

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 達 第 13 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023 年 6 月 30 日 達 第 13 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

P9 船体艤装

P9.6 点検設備

P9.6.3 区画内の交通

-2.を次のように改める。

-2. 規則 P 編 9.6.3 の適用上、代替設備の選択に当たっては、次の事項を確保すること。
詳細については、~~鋼船規則検査要領 C 編附属書 C35.2.4~~ 規則 C 編 1 編附属書 14.16 を参照すること。

((1)から(5)は省略)

-3.を次のように改める。

-3. 代替設備としてボートを使用する場合にあっては、~~鋼船規則検査要領 C 編 C35.1.4-5, 規則 C 編 1 編 14.16.2.4-6.~~ によること。また、タンク又は区画における甲板下部分について、ウェブの深さが 1.5 m 以下の場合、ボート単独で検査することが認められ得るが、ウェブの深さが 1.5 m を超える場合については、甲板横桁で区切られた場所（以下、「ベイ」という。）に安全な出入りが可能となる固定設備を設けること。ここでいう固定設備とは、次のいずれかとする。

((1)及び(2)は省略)

P9.6.4 点検設備及びはしごの仕様

-11.(7)を次のように改める。

-11. 規則 P 編 9.6.4-9. の適用上、はしご等の詳細は次によること。

((1)から(6)は省略)

(7) 可搬式及び移動式点検設備の選択にあたっては、~~鋼船規則検査要領 C 編附属書 C35.2.4~~ 規則 C 編 1 編附属書 14.16 を参照すること。

附 則

1. この達は、2023 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
 - (2) 施行前の達に適合する船舶の同型船であって、2025 年 1 月 1 日前に建造契約が行われた船舶